

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

(号外) 第三十四号
一九六一年
七月二十六日

目次	ページ
規 則	
○道路交通取締法施行規則の一部を改正する規則(規則第七十八号)	1
○口籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第七十九号)	9
○供託規則の一部を改正する規則(規則第八十号)	6

規 則

規則第七十八号
道路交通取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六一年七月二十六日
行政主席 大田 政作

道路交通取締法施行規則の一部を改正する規則
道路交通取締法施行規則(一九五五年規則第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。
第四条 法第四十七条の規定により、

二輪の自転車に二人以上乗車してはならず、旅客用車に三人以上乗車してはならない。

2 二輪の原動機付自転車に装備された座席の数をこえて乗車してはならず、且つ、三人以上乗車してはならない。

第四条の次に次の一条を加える。
(乗車交通用)の使用)

第四条の一 自動二輪車、軽自動二輪車及び原動機付自転車に乗車する者は、乗車交通用をかぶりあごひもをかけたなければならない。

第四章の題名を「自動車及び原動機付自転車の運転免許」に改める。

第十三条第一項中「免許(仮運転免許を除く。)」を「自動車及び原動機付自転車(以下この章において「自動車等」という。)の運転免許(仮運転免許を除く。)」に、同条第二項中「外国行政庁」を「琉球政府以外の行政庁」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を第四項とし、第四項中「法第五十七条第二項」を「法第五十七条第一項」に改め、第四項の次に次の一項を加える。

5 法第五十八条の二の規定により運

転証明書を得ようとする者は、別記様式第五の申請書に琉球政府以外の行政庁が与えた運転免許証及び旅券又は身分証明書を提示して二通申請しなければならない。

第十四条第一項中「自動車運転者試験」を「自動車等運転免許試験」に改める。

第十六条第一号中「許可」を「免許」に改め、同条第二号中「自動車運転者の試験」を「自動車等運転免許試験」に、「自動車を運転した者」を「自動車等を運転した者」に改める。

第十九条中「届け出なければならない」を「届け出ることができる。」に改める。

第二十五条中「自動車の運転」を「自動車等の運転」に改める。

第四章第二節の題名を「運転免許試験」に改める。

第二十七条第一号中「法第五十七条第二項」を「法第五十七条第一項」に、「及び軽免許」を「軽免許及び原付免許」に改め、同条第二号中「又は運転許可」を削る。

第二十八条を次のように改める。
(試験)
第二十八条 試験は左の各号に掲げる方法により行なう。但し、法第五十七条第一項の仮運転免許については第四号の筆記試験は行なわない。
一 自動車等の運転について必要な身体検査
二 自動車等の運転についての技能

試験

三 自動車等及び道路の交通に関する法令についての筆記試験
四 自動車等の構造及び取扱方法についての筆記試験

第二十九条第一号中「法第五十七条第三項」を「法第五十七条第一項」に改め、同条同項第三号を次のように改める。

三 琉球政府以外の行政庁が与えた免許を有する者第二十八条第二号から第四号までの方法による試験

第二十九条第二項を次のように改める。

2 海外旅行、災害その他やむを得ない理由のため法第五十四条第四項に規定する期間満了前に免許証について更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して一ヶ月以内に免許申請をしたときは、第二十八条第二号から第四号までの規定による試験を免除する。但し、その事情が生じた日から起算して三年を経過した者にあつては、同条第二号の規定による試験を免除する。

同条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 前項のやむを得ない理由は左の各号に掲げるとおりとする。
一 病氣にかかり、又は負傷したと。
二 法令の規定により身体を自由を拘束されていたこと。

<p>三 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。</p> <p>4 第二項のやむを得ない理由以外の理由のため法第五十四條第四項の規定による免許証についての更新を受けることができなかつた者でその者の免許が法第五十四條第六項の規定により効力を失つた日から起算して三月以内に免許を申請したときは、第二十八條第二号の規定による試験を免除する。</p> <p>第三十條第一項第一号及び第二号を次のように改め、第四号中「自動車運転」を「自動車等の運転」に改める。</p> <p>一 聴力検査において十メートルの距離で九十ホーンの警告器の音がきこえない者</p> <p>二 視力検査において視力(五メートルの距離で万国式日本試視力表により検査した視力で矯正視力を含む。)が両眼で〇・八(原付免許は〇・五)以上で、かつ一眼でそれより〇・五(原付免許は〇・三)以上の見分ができない者</p> <p>第三十一條及び第三十二條中「自動車」を「自動車等」に改める。</p> <p>第三十五條の三中「様式第二十二」を「様式第十二」に改める。</p> <p>第五章の題名を「原動機付自転車」に改める。</p> <p>第三十七條から第四十五條までを次のように改める。</p> <p>第三十七條 削除</p>	<p>第三十八條 削除</p> <p>第三十九條 削除</p> <p>第四十條 削除</p> <p>第四十一條 削除</p> <p>第四十二條 削除</p> <p>第四十三條 削除</p> <p>第四十四條 削除</p> <p>第四十五條 削除</p> <p>第六章第七章及び第十章中「免許等」を「免許」に「免許証等」を「免許証」に改める。</p> <p>第四十六條第一項各号列記以外の部分中「又は法第五十六條第一項の規定により許可を受けた者」及び「又は許可(以下「免許等」という。)」を削る。</p> <p>第四十六條第一項第四号中「視力が、〇・六(運転許可について〇・四)」を「視力が、〇・四(原付免許について〇・二)」に改め、同条第二項中「運転許可」を「原付免許」に改める。</p> <p>第四十七條を次のように改める。</p> <p>(取消又は停止の処分)</p> <p>第四十七條 免許を受けたものが、左の各号の一に該当する場合において、免許の取消又は三月以上の停止処分を行なうものとする。</p> <p>一 重大な過失により自動車等によつて人を死にいたらしめたとき。</p> <p>二 法第十二條第一項の規定に違反したとき。但し同条第二項第二号に該当する場合に限る。</p> <p>第四十七條の次に次の一条を加える。</p>	<p>第四十七條の二 免許の取消又は三十日(第七号の場合は四十日)以上の停止処分は、免許を受けた者が、左の各号の一に該当する場合に行なうものとする。</p> <p>一 法第五十五條第二項の規定に違反したとき。</p> <p>二 法第六十條第一項から第三項までの規定に違反したとき。</p> <p>三 運転免許証又は保身証を偽造し、又は変造したとき。</p> <p>四 法第五十七條第一項の仮運転免許を受けた者が、法第五十五條第三項の規定による制限に違反して自動車を運転したとき。</p> <p>五 法第五十四條第十三項又は第二十一條第二項の規定により附せられた条件に違反して自動車等を運転したとき。</p> <p>六 正当の理由なく第五十條の規定による受講命令に従わなかつたとき。</p> <p>七 過失により自動車等によつて人を死にいたらしめたとき。</p> <p>八 自動車等の運転技能を用いて、著しく交通の安全に害があると認められる犯罪を犯したとき。</p> <p>九 第一号から第三号まで及び第四十七條第二号に該当する行為を教唆し又は幫助したとき。</p> <p>十 運転免許の停止中に自動車等を運転したとき。</p> <p>第五十二條第一項及び第五十三條第</p>	<p>三項中「(第四十四條の規定において準用する場合を含む。)」を削る。</p> <p>第五十四條を次のように改める。</p> <p>第五十四條 削除</p> <p>第五十五條第四項中「(法第五十六條第四項において準用する場合を含む。)」を削る。</p> <p>第六十四條中「第一項」の下に「及び第二項」を加える。</p> <p>第六十五條の見出し及び同条第一項中「法第六十六條第二項」を「法第六十六條第三項」に改める。</p> <p>第六十八條中「第四項」を「第三項」に「様式第二十二」を「様式第十三」に改める。</p> <p>別記様式第一、第二、第四、第五、第六、第九、第十二、第十三、第十四、第十五及び第十六を別紙のように改め、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一及び第二十二を削る。</p> <p>別記様式第七中「Department」を「Headquarters」に改め、「自動車運転免許証」を「運転免許証」に改め、「MOTOR VEHICLE」を削る。</p> <p>別記様式第八、第十及び第十一中の「自動車」を削る。</p> <p>別表第一の一を削る。</p> <p>別表第三中「(第四十四條において準用する場合を含む。)」及び「(法第五十六條第四項において準用する場合を含む。)」を削る。</p> <p>別表第四を次のように改める。</p>
---	--	---	--

1961年7月26日 (水曜日)

公

報

(号外)

第34号

(4)

別記様式第2 (第7条の規定によるもの)

貨物自動車一時乗用使用許可申請書

警察署長殿

車の種別及び登録番号			
緊急やむを得ない必要の事由			
許可を要する人員			
輸送経路	出発地	経過地	目的地
輸送日時	自 年 月 日	至 年 月 日	
備考			

上記のとおり許可下さるよう申請します

年 月 日 住所

氏名

印

別記様式第4 (第13条の規定によるもの)
NOTICE

Application for operator's Permit
運転免許試験申請書

PLEASE PRINT
Do Not write in the Spaces
where *mark appear
注※印欄は記入しないで下さい。

To; The Chief of Police Headquarters,
Government of the Ryukyu Islands
琉球警察本部長殿

写真 ちよう付

Attach Picture Here

※申請受付 年 月 日 第 号	Type of Permit 受験免許の種類	Type of Vehicle 自動車等の種類	※成績表 技能試験 法令試験	
※試験指定 月 日	Nationality 本籍又は国籍	月 日 月 日 月 日		
※受験手数料	Address 住所	点数		
Revenue Stamp (\$1.25) 収入印紙 1ドル25セント	Name 氏名 (ふりがな)	Date of Birth year month day 生年月日 年 月 日	身体検査 視力 両眼 右 左	
※交付受付 月 日 第 号	Place of work 勤め先	色力		
※交付手数料	Type of permit in possession 現に有する免許証	No. and Date of Issue year month day 第 号 年 月 日交付	聴力	
Revenue Stamp (80¢) 収入印紙 80セント	Remarks 備考	Condition 免許条件	備考	

I hereby apply for the operator's permit, and attach my family register (or alien registration certificate), and two copies of my photograph
上記のとおり運転免許を受けたいので写真二葉及び戸籍抄本(戸籍記載事項証明書)を添えて申請します。

Date year month day
年 月 日

Signature
氏名

号外 第34号

0662

別記様式第5 (第13条第5項の規定によるもの)

(PLEASE PRINT)

Application for operator's Certificate
運 転 証 明 申 請 書

To: The chief of police Headquarters
Government of the Ryukyu Islands
琉球警察本部長殿

手数料 Fee

受付 第	年 月	日 号	Date of Entry 入城年月日	Date of Departure 出城年月日
Type of vehicles to be driven 運転しようとする自動車の種類				
Name of the issuing agency of your valid driver's permit and its expiration date 現に有する運転免許証の発行庁及び有効期間				
Name 氏名			Date of Birth 生年月日	
Nationality 本籍又は国籍				
Address while in the Ryukyu Islands 居所又は滞在地				

I hereby apply for a certificate to drive motor vehicle and attach my valid driver's permit.
上記のとおり運転証明を得たいので現に有する運転免許証を添えて申請します。

Date: 年 月 日 Signature 氏名

別記様式第6 (第13条第4項の規定によるもの)

Application for Temporary Driver's permit

NOTICE

練習のための自動車仮運転免許申請書

Please Print

Do not write in the spaces where *mark appear
注*印欄は記入しないで下さい。

To: The chief of police Headquarters.
Government of the Ryukyu Islands
琉球警察本部長殿

写 真 ちよう付

Attach picture here

※申請受付 第	年 月	日 号	Type of Vehicle 自動車の種類	※成績表	
※手数料			Name 氏名(ふりがな)	Date of Birth 生年月日	月日 月日 月日
申 請	交 付		Nationality 本籍又は国籍	year	month
			Address 住 所	day	点数
80セント	40セント		Type of permit in possession いま持っている免許証	Type of Permit 免許種別	No. 第 号
			Date of Issue 年 月 日	身体検査	色力
			※Remarks 備 考	視力	聴力

I hereby apply for a temporary Driver's Permit and attach my family register (or alien registration certificate), and two copies of my photograph
上記のとおり練習のための自動車仮運転免許を受けたいので写真二葉及び戸籍抄本(戸籍記載事項証明書)を添えて申請します。

year month day Signature 年 月 日 氏名

別記様式第9 (第20条の規定によるもの)

Application for Renewal
運転免許証更新申請書

写真ちよう付
Attach Picture
Here

Please print
Do not write in
these spaces

To: The chief of police Headquarter's,
Government of the Ryukyu Islands
琉球警察本部長 殿

※印欄は記入しないで下さい。

※受付 第 年 月 日 号	Date of Issue 交付年月日
交付手数料 収入印紙80セント	Expiration date 有効期限
検査成績表 両眼 右 左	Permit Number 免許証番号
視力	Name 氏 名 ふりがな
色力	Date of Birth 生年月日
聴力	Nationality 本 籍
検査係 印	Address 住 所
備考	Place of work 勤め先及び所在地

I hereby apply for Renewal of my permit and attach my permit and two copies of my photograph
上記の運転免許について検査を受けたいので免許証及び写真二葉を添えて申請します。

年 月 日

Signature

氏 名

印

別記様式第12

自動車練習所の指定に関する申請

警察本部長 殿

名 称	
所在地	
申請者(法人にあつては主たる事務所、所在地、名称及び代表者の氏名)	本 籍 住 所 氏 名 年 月 日生
練習所経歴及講習実績	
敷 地 面 積	
コース用敷地面積	
附属建物の状況	
備 付 車 両	普通 台 小型四輪 台 自動三輪 台
指 導 員 技 能	学 科

上記のとおり道路交通取締法施行規則第29条に基く、自動車練習所の指定を受けたいので別添書類を添えて申請します。

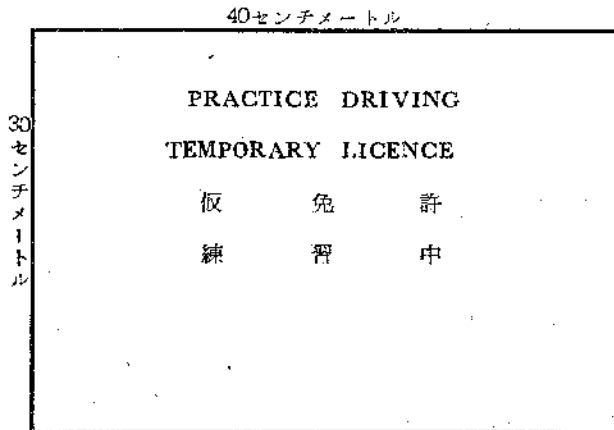
年 月 日

申請者住所

氏 名

印

別記様式第13 (練習運転のための標識)



- 1 標識は、木製又は金属製とする。
- 2 標識の塗色は、白地に黒文字とする。
- 3 「仮免許」のそれぞれの文字の大きさは、縦及び横それぞれ5センチメートル、文字の太さは、0.5センチメートルとし、「練習中」のそれぞれの文字の太さは縦8センチメートル横7センチメートル、文字の線の太さは0.8センチメートルとする。
- 4 英文字のそれぞれの大きさは縦4センチメートル横2センチメートル文字の線の太さは0.4センチメートルとする。

別記様式第14 (第58条の規定によるもの)

(表) 11センチ

(裏)

<p style="text-align: center;">NOTICE</p> <p>1. This receipt will be considered as the operator's permit during the valid period and you are required to carry it when driving a vehicle.</p> <p>2. your operator's permit will be returned to you when you appear at the designated place and time, you may request for return of your permit after the designated date.</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1. この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものであるから運転するときは、必ず携帯しなければなりません。</p> <p>2. 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引替えに返還します。又指定日時が過ぎた後はいつでも運転免許証の返還を請求することができます。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">Expiration Date 有効期限</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">year 年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">month 月</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">day 日</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">Operator's permit no. 免許証番号及び交付年月日</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">No. 第 号</td> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black;">Date Issued 年 月 日 交付</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Name 氏 名</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">Date of Birth 生 年 月 日</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">year 年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">month 月</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">day 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Address: 住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Conditions 免許の条件</td> </tr> </table>	Expiration Date 有効期限	year 年	month 月	day 日	Operator's permit no. 免許証番号及び交付年月日	No. 第 号	Date Issued 年 月 日 交付		Name 氏 名				Date of Birth 生 年 月 日	year 年	month 月	day 日	Address: 住 所				Conditions 免許の条件			
Expiration Date 有効期限	year 年	month 月	day 日																						
Operator's permit no. 免許証番号及び交付年月日	No. 第 号	Date Issued 年 月 日 交付																							
Name 氏 名																									
Date of Birth 生 年 月 日	year 年	month 月	day 日																						
Address: 住 所																									
Conditions 免許の条件																									
<p style="text-align: center;">RECEIPT (Temporary permit) 保 管 証</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Type of vehicles to be driven 免許の種別及び限定された自動車の種類</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">Place and date you are requested to appear 出頭の日時及び場所</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">year 年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">month 月</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">day 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Policemen's desk at Magistrate's procurators office 治安検察庁警察官派遣所</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">Date Issued 交付年月日</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">year 年</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">month 月</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">day 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Name of the Issuing officer 交付者の所属階級氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-bottom: 1px solid black;">Police station (or traffic sec.) 地区警察署(課)</td> </tr> </table>	Type of vehicles to be driven 免許の種別及び限定された自動車の種類				Place and date you are requested to appear 出頭の日時及び場所	year 年	month 月	day 日	Policemen's desk at Magistrate's procurators office 治安検察庁警察官派遣所				Date Issued 交付年月日	year 年	month 月	day 日	Name of the Issuing officer 交付者の所属階級氏名				Police station (or traffic sec.) 地区警察署(課)			
Type of vehicles to be driven 免許の種別及び限定された自動車の種類																									
Place and date you are requested to appear 出頭の日時及び場所	year 年	month 月	day 日																						
Policemen's desk at Magistrate's procurators office 治安検察庁警察官派遣所																									
Date Issued 交付年月日	year 年	month 月	day 日																						
Name of the Issuing officer 交付者の所属階級氏名																									
Police station (or traffic sec.) 地区警察署(課)																									

別記様式第15

道路使用許可申請書

警察署長 殿

目 的	
方 法	
期 間	
区 域 又 は 場 所	
備 考	

上記のとおり許可下さるよう図面を添えて申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

別記様式第16

道路使用確認申請書

警察署長 殿

確認を受くべき事項	
目 的	
方 法	
期 間	
区 域 又 は 場 所	
備 考	

上記のとおり確認下さるよう図面を添えて申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

附 則

- 1 この規則は、一九六一年七月二十七日から施行する。
- 2 一九六一年四月二十七日以前に法第五十四条第六項の規定によりすでに効力を失った免許については第二十九条第二項及び第四項の規定は適用しない。
- 3 この規則の規定にかかわらず、別記様式については、一九六一年十二月三十一日までは従来の様式を用いることができる。

規則第七十九号

戸籍法(一九五六年立法第八十七号)第一百九条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九六一年七月二十六日

行政主席 大田 政作

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「または沖縄戸籍事務所」を削る。

附 則

この規則は、一九六一年八月一日から施行する。

規則第八十号

供託法(一九五八年立法第十号)第十六条の規定に基づき、供託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

る。

一九六一年七月二十六日

行政主席 大田 政作

供託規則の一部を改正する規則
供託規則(一九五九年規則第八十号)の一部を次のように改正する。

各書式中、「法務局」を「何々法務支局」に、「民事課長」を「支局長」に、それぞれ改める。

附 則

この規則は、一九六一年八月一日から施行する。

1961年7月26日（水曜日）

公

報（号外）（1961年1月6日第三種郵便物認可）第34号（10）

発行所

行政主席官房文書課

—ひかり印刷所印行—

0668

号外 第34号